

多摩川水系河川整備計画 フォローアップの意義

【フォローアップの意義】

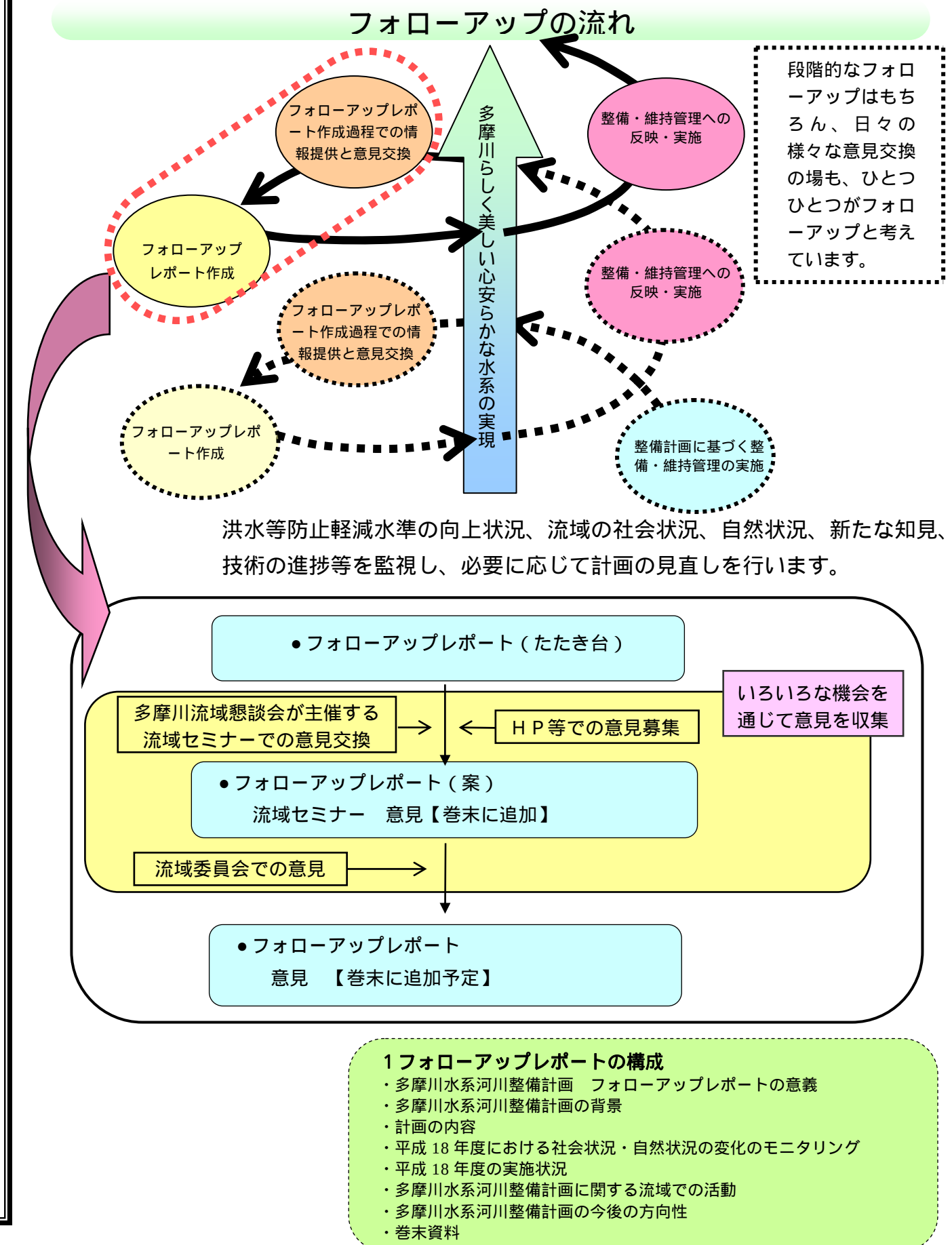
『多摩川水系河川整備計画』【直轄管理区間編】は、約2年の歳月をかけて様々な立場の人々が議論を重ね、平成13年3月に策定された、河川法に基づく計画です。

多摩川の整備・維持管理は、この河川整備計画に沿って実施しており、その状況については、これまでも、多摩川流域懇談会が主催する多摩川流域セミナーや多摩川流域懇談会運営委員会での意見交換、ホームページを利用した情報の提供と意見の収集等を通じて、随時、フォローアップしてまいりました。

京浜河川事務所では、河川整備計画に対するフォローアップの意義とその仕組みを次項のように考えます。

- 1 河川整備計画が目指す目標を具体化する施策の達成度や達成の方法等を点検することで、その達成に向け責任を持って進捗させていく仕組みをつくる。
- 2 河川整備計画策定プロセス時と同様に、点検の結果を市民に対し幅広く説明し透明性を確保するとともに、多摩川流域セミナーなどいろいろな機会を通じ市民と意見交換し、さらに多摩川流域委員会での意見を聴きながら点検することで、河川整備計画のよりよい達成を進める仕組みをつくる。
- 3 洪水等防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況などの変化や、新たな知見、技術の進捗等は、河川整備計画の内容そのものにかかわるため、絶えず監視を行い、その変化によっては必要に応じ河川整備計画の見直しにつなげる仕組みをつくる。
- 4 フォローアップは持続させてこそ意味があり、継続してフォローアップすることで改善につながる仕組みをつくる。なお、フォローアップはまだ完成されたものでないので、試行錯誤を重ねながらよりよい仕組みをつくる。
- 5 フォローアップの成果を積み上げていくため、適宜「多摩川水系河川整備計画フォローアップレポート」を、河川整備計画の策定者である河川管理者が、前項を踏まえて作成する。

このフォローアップは、市民と行政との活発な意見交換をすることで、より充実したものになると考えます。



多摩川水系河川整備計画の背景（２）

計画の対象区間と期間

計画対象区間は、多摩川の中でも国（国土交通省）が管理を行っている「直轄管理区間」としています。下の地図の濃いブルーで示している部分です。

ただし、上下水道、地下水、氾濫流など、多摩川水系の河川水が関わる地域も計画対象区間としています。

計画の対象期間は、およそ 20 年～30 年としています。



計画対象区間と期間

白丸ダムについては、平成 14 年 4 月に事業を完了し、管理を東京都に移管しました。

